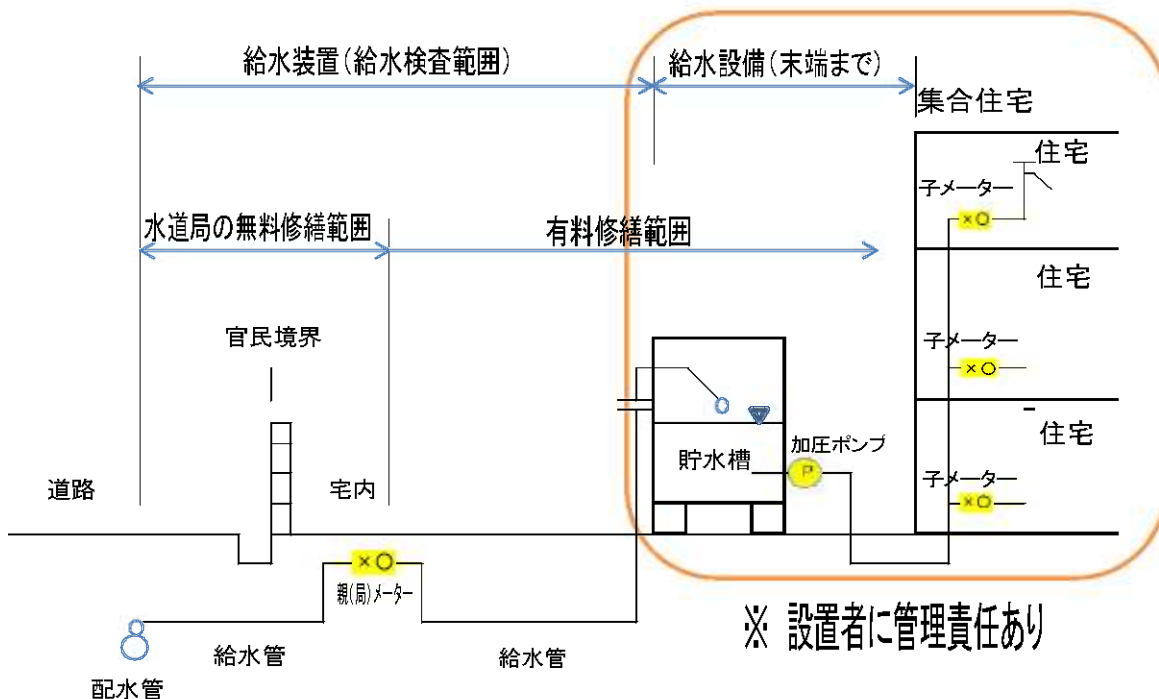


2. 貯水槽水道方式による給水イメージ図(3階以上の集合住宅、病院等)



水道の給水方式において、貯水槽水道方式を採用している建物については、給水設備管理を設置者をお願いしています。

ご家庭の水道設備(配水管の分岐部から蛇口まで)は建物所有者が設置したものであり、お客様の財産になります。したがって、維持管理はお客様に行っていただく必要があります。(給水条例第38条第2項)

メーター器の内側で漏水がある場合には、業者(指定給水装置工事事業者)へ修繕依頼をお願いします。

特に、貯水槽以下の漏水については、漏水による水道料金の減免制度の適用外となります。漏水を発見した場合には早急に修繕の手配を行ってください。